

平成20年12月

平成21年3月卒業・修了予定の学生のみなさんへ

## 内定取消しを受けた場合の対応について

現在、職業安定法により、事業主が新規学校卒業者に係る採用内定取消しを行おうとする場合には、あらかじめ公共職業安定所等に対して通知することになっており、厚生労働大臣から採用内定取消しを行おうとする企業に対し必要な指導を行うことができることになっています。

**内定取消しの通知を受けた場合には、すぐに就職支援室に相談してください。**  
就職支援室では、ハローワーク等と連携し、内定取消の解決にあたりると共に、求人情報の提供や就職相談等の支援を行っています。

連絡先：学生部就職支援室

TEL：076(264)5265

E-mail：[syusidou@ad.kanazawa-u.ac.jp](mailto:syusidou@ad.kanazawa-u.ac.jp)

(土日を含む年末年始の休業期間中は、メールでの対応となります。)

また、厚生労働省では、特別相談窓口を設置しています。

参照ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/jakunensha07/index.html>

石川県の窓口は、次のとおりです。

金沢公共職業安定所 学生等職業相談窓口(ヤングハローワーク金沢)

金沢市広坂2丁目1番1号 石川県広坂庁舎1階

TEL：076(261)9453